別表第一㈤の表中「㈣」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。
別表第一㈧の表中「㈣」を削る。
別表第二㈠の表の備考４中「第６条第11項」を「第６条第13項」に改める。
別表第五㈠の表の備考２⑪及び別表第五㈢の表の備考２⑩中「第５条の２第17項」を「第５条の２第19項」に改める。
別表第五㈣の表の備考２⑸中「組合契約に定める」を削る。
別表第五㈥の表の備考２⑵中「は取得条項付新株予約権」の次に「、租税特別措置法第37条の13の３第１項に規定する株式交付子会社の株式（以下この表において「株式交付子会社株式」という。）については株式交付子会社株式」を加え、同表の備考２⑶中「又は特定保有株式」を削り、同表の備考２⑸中「記載すること。」の次に「また、租税特別措置法第37条の13の３第１項の規定の適用がある株式交付による株式交付子会社株式の譲渡については、その対価として支払うべき金額のうちに、当該株式交付により交付を受けた金銭の額又は金銭以外の資産（当該株式交付に係る同項に規定する株式交付親会社の株式を除く。）の価額がある場合には、当該株式交付子会社株式の譲渡の対価として支払うべき金額を記載するとともに、当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額の合計額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）を内書すること。」を加え、同表の備考２⑼中「又は特定保有株式」を削り、同表の備考２⑭中「第５条の２第17項」を「第５条の２第19項」に改める。
別表第五㈦の表の備考２⑵中「東穀とうもろこし、東京金、中部大阪ガソリン」を「東商バージガソリン、堂島とうもろこし」に改め、同表の備考３⑵中「東証ＴＯＰＩＸ、東証銀行業、東証中国ＯＰ－ｃ、大証日経300ＯＰ－ｐ、大証ダウ」を「大阪ミニ225、大阪ＴＯＰＩＸ、大阪長国ＯＰ－ｃ、大阪日経225ＯＰ－ｐ、大阪ＮＹダウ、大阪金（標準）」に改め、同表の備考５⑵中「について、大証日経平均株価、大証ＴＯＰＩＸ、大証ハンセン指数ＯＰ、大証米ドルのように記載する」を「を記載する」に改める。
別表第六①の表の備考２⑵中「第201条第１項第１号イ」を「第201条第１項第１号ロに規定する短期退職手当等（以下この表において「短期退職手当等」という。）又は同号ハ」に改め、「場合には、」の次に「当該短期退職手当等又は」を加え、同表の備考２⑷中「一部が」の次に「短期退職手当等又は」を、「第71条の２第２項に規定する」の次に「短期勤続年数及びその計算の基礎又は同条第４項に規定する」を加え、同表の備考２⑸中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同表の備考２⑸ニ中「第71条の２第４項第１号」を「第71条の２第11項第１号」に改め、同表の備考２⑸ホ中「第71条の２第11項第２号」を「第71条の２第12項第２号」に改め、同表の備考２⑸ヘに次のように加える。
㈣　令第71条の２第12項第１号の規定の適用がある場合　同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
㈤　令第71条の２第12項第２号の規定の適用がある場合　同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
別表第六①の表の備考２⑹中「第30条第５項第２号」を「第30条第６項第２号」に改め、同表の備考２⑻中「第203条第８項」を「第203条第６項」に改める。
別表第七①の表の備考２⑼ヘ中「同条第９項に規定する変更申告書」を「同条第９項各号に定める申告書」に改める。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十八条の三第一項第一号の改正規定、第四十七条第三項の改正規定、第四十七条の四の次に一条を加える改正規定、第四十九条第一項第三号の改正規定、第七十七条第一項の改正規定、第九十四条第一項第五号の改正規定、第九十七条の四の改正規定及び別表第六①の改正規定（同表の備考２⑻に係る部分を除く。）並びに附則第四条第三項の規定は、令和四年一月一日から施行する。
（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置）
第二条　改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第七条第一項第七号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十一号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第十条第二項の規定による同項の非課税貯蓄申込書の提出、同条第五項の規定による告知又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十九号。以下この項において「令和三年租税特別措置法施行令」という。）第二条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下この項において「新租税特別措置法施行令」という。）第二条の四第三項において準用する新令第四十七条第二項の規定による同項の特別非課税貯蓄相続申込書の提出の際に提示するこれらの規定に規定する書類及び新令第四十一条の二第五項の規定によるその写しの添付若しくは提示をするこれらの規定に規定する障害者等確認書類について適用し、施行日前に改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定による同項の非課税貯蓄申込書の提出、同条第五項の規定による告知、改正令による改正前の所得税法施行令（以下この項において「旧令」という。）第四十七条第二項の規定による同項の非課税貯蓄相続申込書の提出、改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四条第二項において準用する旧法第十条第二項の規定による同項の特別非課税貯蓄申込書の提出、同条第五項の規定による告知又は令和三年租税特別措置法施行令改正令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧租税特別措置法施行令」という。）第二条の四第三項において準用する旧令第四十七条第二項の規定による同項の特別非課税貯蓄相続申込書の提出の際に提示したこれらの規定に規定する書類及び旧令第四十一条の二第五項の規定によるその写しの添付又は旧租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する旧令第四十一条の二第五項の規定によるその写しの添付をしたこれらの規定に規定する障害者等確認書類については、なお従前の例による。
２　新規則第七条第十項及び第十一項の規定は、施行日以後に同条第八項又は第九項に規定する提出先金融機関の営業所等に対して行う同条第七項第一号に規定する電磁的方法による同条第八項又は第九項に規定する届出書に記載すべき事項及び同条第八項に規定する書類の写しに記載されている事項の提供について適用する。